

水産関係民間団体事業補助金交付要綱

平成10年4月8日付け10水漁第945号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成29年3月28日付け28水港第3255号

(通則)

第1 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。ただし、漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産業競争力強化緊急事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、全国共済水産業協同組合連合会、一般財団法人日本鯨類研究所、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、太平洋小型さけ・ます漁業協会、資源量推定等高精度化推進事業共同実施機関、国際水産資源変動メカニズム等解析事業共同研究機関、漁船保険中央会、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団、公益財団法人沖縄県漁業振興基金、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、国産水産物流通促進センター、公益財団法人水産物安定供給推進機構、水産加工業支援センター、一般社団法人漁業信用基金中央会、漁業信用基金協会、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）及び水産庁長官が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表2の区分の欄に掲げる1の(1)から(4)まで、2の(1)及び(2)並びに3の(1)の補助金を相互に流用してはならない。

2 中小漁業関連資金融通円滑化事業費及び漁業運転資金融通円滑化対策事業費にあつては、別表1の経費の欄に掲げる各々のアの経費からイの経費への流用をしてはならない。

3 漁協経営基盤強化促進事業費にあつては、別表1の経費の欄に掲げるアからウまでの経費からエの経費、アの経費からイ及びウの経費並びにイ及びウの経費からアの経費への流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が

あり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第13 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要と認められる金額については、水産庁長官が別に定める概算払請求書により概算払をすることができる。

(基金の支払)

第14 補助事業者は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金（以下「基金」という。）の支払を受けようとするときは、別記様式第5号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（新規漁業就業者総合支援事業にあっては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月30日）までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

第16 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による基金造成完了報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17 大臣は、第15第1項又は第16の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 4 民間団体等は、実施要領第8の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第9号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

(特許権等の取得報告等)

- 第18 補助事業者は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

- 第19 大臣は、第9第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認による処分については、第20第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第22 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項

の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第23 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第24 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4から第22まで(第14及び第16を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金の基本的事項の公表)

- 第25 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第26 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、貸付け等を行う基金事業にあっては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第27 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

- 第28 補助事業者は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

- 第29 基金は、実施要領の別表に掲げる各基金事業の事業内容以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

- 第30 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

- 第31 補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第4から第22まで(第14及び第16を除く。)及び第29の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

- 第32 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金に関する基準に基づ

き、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和38年5月14日付け38水漁第3245号農林事務次官依命通知）
 - (2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和48年8月17日付け48水研第110号農林事務次官依命通知）
 - (3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
 - (4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和60年9月5日付け60水研第1108号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和61年4月24日付け61水振第1302号農林水産事務次官依命通知）
 - (7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成2年6月7日付け2水振第1193号農林水産事務次官依命通知）
 - (8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成4年4月9日付け4水振第1255号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水漁第1855号農林水産事務次官依命通知）
 - (10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第3号農林水産事務次官依命通知）
 - (11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第1027号農林水産事務次官依命通知）
 - (12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成6年7月13日付け6水研第199号農林水産事務次官依命通知）
 - (13) 水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成8年5月10日付け8水漁第638号農林水産事務次官依命通知）
 - (14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知）
- 2 平成9年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領（平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知）に基づく水産物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性化総合対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知）に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知）に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の(1)のイの(オ)に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の(1)のオの(イ)に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19水管第2694号農林水産事務次官依命通知）

- (2) 漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21水管第483号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日付け20水管第2659号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13水漁第2806号農林水産事務次官依命通知）

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第191号）

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2542号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年2月6日付け25水港第2653号）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3060号）

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日付け26水港第2786号）

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け26水港第3237号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 3 この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第4029号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月28日付け27水港第2061号）

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日付け27水港第2616号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3192号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱（平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2193号）

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付け28港第3255号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第8及び第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

別表 1 (第2、第3、第10の関係)

分類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
4. 増養殖・漁場 環境保全対策	<p>8. 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 ア 有害生物調査及び情報提供事業費 民間団体等が有害生物調査及び情報提供事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会費 民間団体等が有害生物漁業被害防止検討委員会を行うのに要する経費 (イ) 有害生物生態把握調査費 民間団体等が有害生物生態把握調査を行うのに要する経費 (ウ) 有害生物回遊経路調査費 民間団体等が、トドの回遊動向等の調査を行うのに要する経費 (エ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費 民間団体等が有害生物出現情報収集・解析及び情報提供を行うのに要する経費 イ 有害生物被害軽減技術開発事業費 民間団体等が有害生物被害軽減技術開発事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) トド追い払い等効果検証費 民間団体等がトド追い払い等効果検証を行うのに要する経費 (イ) トド漁業被害防止技術開発費 民間団体等がトド漁業被害防止技術開発を行うのに要する経費 (ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催費 民間団体等がトド漁業被害軽減対策検討会を行うのに要する経費 (エ) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築費 民間団体等がザラボヤ被害防止ネットワークの構築を行うのに要する経費 ウ 有害生物被害軽減対策事業費 民間団体等が有害生物被害軽減対策事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物駆除費 民間団体等が有害生物の駆除を行うのに要する経費 a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 b a以外の経費 (イ) 有害生物陸上処理費 民間団体等が駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の陸上処理を行うのに要する経費 a 陸上処理機材導入に要する経費 b a以外の経費 (ウ) 改良漁具の導入費 民間団体等が改良漁具の導入促進を行うのに要する経費 エ 有害生物利活用促進事業費 民間団体等が、有害生物利活用促進事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物利活用促進検討委員会の開催費 民間団体等が、有害生物利活用促進検討委員会を行うのに要する経費 (イ) 有害生物利活用促進費 民間団体等が、有害生物の利活用に関する技術開発を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内 定額</p> <p>1/2以内 定額</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げるウの(ア)のa、(イ)のa及び(ウ)の経費からそれ以外の経費への増</p>	

(注) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等に関しては、別添「水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について」によるものとする。

別表 2 (第3、第10の関係)

区分	経費
2 漁業経営安定対策事業 (2) 漁業経営安定対策事業費補助金	<p>1 漁業経営安定対策推進指導費 (2) 水産業体質強化等推進事業費 ア 水産業体質強化総合対策事業費 (ア) 漁場機能維持管理事業費 d 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (a) 大型クラゲ国際共同調査事業費 (b) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費</p>

別添（別表1 関連）

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素毎に計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業の

ためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以

下、同じ。)

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{交付先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課		役職 ○○○○		氏名 ○○○○		時間外手当支給対象者か否か													
日	時	0	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容	
1				← A →				← B →												A (3h) ○○協賛会業務準備 B (5. 25h) ○○調査打ち合わせ	
2				← A →				← A →				← C →								A (8h) ○○協賛会業務準備、検討会 C (2h) ○○業務打ち合わせ	
3				← D →				← B →				← A →								D (3h) 自主事業 B (2h) ○○調査打ち合わせ A (4h) 現地調査事前準備	
4				← A →																A (9. 5h) ○○調査現場調査	
5				← A →				← D →													A (3h) ○○協賛会業務準備 D (6h) 自主事業
.																					
.																					
.																					
30																					
31																					
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印										A: ○○○○事業 (本道庁○○課) B: ○○○○事業 (水産庁○○課) C: ○○○○委託事業 (○○農政局) D: 自主事業					合計		A (○○h) B (○○h) C (○○h) D (○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められない ことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・事業の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 年 月 号
日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名



平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区 分	補 助 金	備 考
水産資源回復対策事業 漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源回復対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
漁業経営安定対策事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営安定対策事業費補助金	円	
漁村振興対策事業 水産物加工・流通等対策事業費補助金	円	
合 計	円	

- (注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあつては、課題提案書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）
なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。

4-8-(2)（有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業の場合）

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 有害生物調査及び情報提供事業

(1) 有害生物漁業被害防止検討委員会開催計画（又は実績）

開催時期	開催場所	内 容	備 考

(2) 有害生物生態把握調査計画（又は実績）

対象有害生物	実施期間	調査手段	内 容	備 考

(3) 有害生物回遊経路調査計画（又は実績）

実施時期	実施場所	調査手段	内 容	備 考

(4) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供計画（又は実績）

ア 有害生物出現情報収集・解析

対象有害生物	実施期間	出現情報収集・解析方法	備 考

イ 有害生物出現情報の提供

対象有害生物	実施期間	情報提供手段	情報提供内容	備 考

2 有害生物被害軽減技術開発事業

(1) トド追い払い等効果検証計画（又は実績）

実施時期	実施場所	内 容	備 考

(2) トド漁業被害防止技術開発計画（又は実績）

試験等の項目	実施時期	実施場所	内 容	備 考

(3) トド漁業被害軽減対策検討会開催計画（又は実績）

開催時期	開催場所	内 容	備 考

(4) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築計画（又は実績）

実施時期	実施場所	内 容	備 考

3 有害生物被害軽減対策事業

(1) 有害生物駆除計画（又は実績）

対象有害生物	実施時期	実施場所	内 容	備 考

(2) 有害生物陸上処理計画（又は実績）

ア 実施予定時期、実施予定場所及び実施内容

実施時期	実施場所	内 容	備 考

--	--	--	--

イ 実施場所での項目及び数量

実施場所	項目	数量	備考

(3) 改良漁具の導入計画（又は実績）

実施場所	改良漁具等の種類	改良漁具等の導入数	導入時期	備考

4 有害生物利活用促進事業

(1) 有害生物利活用促進検討委員会開催計画（又は実績）

開催時期	開催場所	内容	備考

(2) 有害生物利活用促進計画（又は実績）

実施時期	実施場所	内容	備考

第3 経費の配分

(単位:円)

区分	補助事業に要する経費 又は 補助事業に要した経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
漁業経営安定対策事業費補助金				
漁業経営安定対策推進指導費補助金				
有害生物漁業被害防止総合対策事業費				
1 有害生物調査及び情報提供事業費				
2 有害生物被害軽減技術開発事業費				
3 有害生物被害軽減対策事業費				
(1) 有害生物駆除費				
a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費				
b a以外の経費				
(2) 有害生物陸上処理費				
a 陸上処理機材導入に要する経費				
b a以外の経費				
(3) 改良漁具の導入費				
4 有害生物利活用促進事業費				

計				

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

第4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

第5 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 又は本年度 精 算 額	前年度予算額 又は本年度 予 算 額	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金				
自己負担金				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 又は本年度 精 算 額	前年度予算額 又は本年度 予 算 額	比較増減 (△)	備 考
漁業経営安定対策事業費補助金				
漁業経営安定対策推進指導費補助金				
有害生物漁業被害防止総合対策事業費				
1 有害生物調査及び情報提供事業費				
2 有害生物被害軽減技術開発事業費				
3 有害生物被害軽減対策事業費				
(1) 有害生物駆除費				
a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に 要する経費				
b a以外の経費				
(2) 有害生物陸上処理費				
a 陸上処理機材導入に要する経費				
b a以外の経費				
(3) 改良漁具の導入費				
4 有害生物利活用促進事業費				
計				

(注) 備考欄には、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を記すこと。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名



当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。